訪問介護及び日常生活支援総合事業契約書

様(以下、「利用者」という)と昭和タクシー株式会社《昭和タクシーケアステーション孫の手》(以下、「事業者」という)は事業者が、利用者に対して行う 訪問介護及び日常生活支援総合事業について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護及び日常生活支援総合事業を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の 有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の 2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(訪問介護計画)

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況等を踏まえて、「居宅サービス計画」(ケアプラン)に沿って「訪問介護計画」を作成します。
- 2 事業者は、利用者に係る介護サービス計画が変更された場合、又は利用者やその家族の要請に応じて、訪問介護計画書の変更の必要性を調査し、その結果、変更の必要性があると認められた場合には、利用者やその家族と協議して変更するものとします。
- 3 事業者は、利用者及びその家族に対し、第 2 項の訪問介護計画書について書面で交付し、その内容の同意、確認を得るものとします。

第4条(訪問介護及び日常生活支援総合事業の内容)

- 1 利用者が提供を受ける訪問介護及び日常生活支援総合事業の内容は、【契約書別紙】に定めたとおりです。事業者は、【契約書別紙】に定めた内容について、利用者及び家族に説明します。
- 2 事業者は、訪問介護員を利用者の居宅に派遣し、利用者に対し、「訪問介護計画」に沿って 【契約書別紙】に定めた内容の訪問介護及び日常生活支援総合事業を提供します。
- 3 第 2 項のサービス従事者は、介護福祉士または介護職員基礎研修課程、実務者研修課程、 訪問介護員 1~2 級課程、介護職員初任者研修課程を終了した者です。
- 4 「訪問介護計画」が利用者との合意を持って変更され、事業者が提供するサービス内容又は 介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了解を得て新たな内容の【契約書別紙】 を作成し、それをもって訪問介護及び日常生活支援総合事業の内容とします。

第5条(サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、訪問介護及び日常生活支援総合事業の実施毎に、サービスの内容等を記録した 訪問介護又は日常生活支援総合事業実施報告書を作成します。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、5 年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第 2 項のサービス実施記録を閲覧及び複写物の交付を求めることができます。

第6条(料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金を基に計算された月毎の料金と保険対象外負担金(時間料金・交通費・キャンセル料等)の、合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金額を請求書に明細を付して、翌月10日頃までに利用者に送付します。
- 3 利用者は、前項の請求のあった月の末日までに、口座引き落としの方法で支払いします。
- 4 事業者は、利用者からの料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
- 5 利用者は、居宅において訪問介護員がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、 電話の費用を負担します。

第7条(サービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対してサービスの実施予定時刻の 24 時間前までに中止を通知する事により、料金を負担する事無くサービス利用を中止する事ができます。
- 2 利用者がサービス実施日の 24 時間前まで通知する事なくサービスの中止を申し出た場合は、 事業者は、利用者に対して「訪問介護及び日常生活支援総合事業重要事項説明書」(3ページ)に定める算出方法により、料金の全部又は一部を請求することができます。この場合の料金は、第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第8条(料金の変更)

- 1 事業者は、利用者に対して、1 ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条(契約の終了)

- 1 利用者は事業者に対して、1 週間の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
 - ⑤ 第8条の第3項に該当する場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が事業者や訪問介護員に対して、故意又は重大な過失により事業者もしくは訪問介護員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為又は迷惑行為(カスタマーハラスメントを含む)を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第 10 条(秘密保持)

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、サービス担当者会議等や医療機関との連携調整、介護報酬請求審査及び支払いに関する問い合わせ等において利用者又はその家族等の個人情報を用いる場合には、予め文書で同意を得ます。

第11条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・ 財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条(緊急時の対応)

事業者は、現に訪問介護及び日常生活支援総合事業の提供を行っているときに利用者の症状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条(身分証携行義務)

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第 14 条(連携)

- 1 事業者は訪問介護及び日常生活支援総合事業の提供にあたり、緊急時の連絡先として主治 医を確認するなど、医師・医療関係機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 2 事業者は、訪問介護及び日常生活支援総合事業の提供にあたり、介護支援専門員、地域包括支援センター職員及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものと密接な連携に 努めます。

第15条(相談•苦情対応)

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護及び日常生活支援 総合事業に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもって契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第17条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

訪問介護及び日常生活支援総合事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約内容及び重要事項説明書の内容を説明の上、契約いたします。

 【事業者】
 所在地
 二本松市成田町一丁目 753-3

 名称
 昭和タクシーケアステーション孫の手管理者安斎文彦
 印

訪問介護及び日常生活支援総合事業提供開始にあたり、事業者から契約内容及び重要事項説明書の内容の説明を受け、同意の上契約いたします。

利用者	住 所	
	<u>氏 名</u>	(ii)
家族等	住 所	
	<u>氏</u> 名	(1)

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

個人情報使用同意書等

令和 年 月 日

私は、訪問介護及び日常生活支援総合事業契約書第10条第2項の定めに基づき、サービス担当者会議等において、自己に対する介護サービス提供に必要な範囲で、自己の個人情報及び家族の個人情報を用いる事に同意いたします。

利用者	住 所	
	氏 名	(F)
家族等	住 所	
	氏 名	(II)